

# 同族会だより

所人主会  
法団法会  
賀茂県主  
同族

新「紙名」について  
応募戴いた「16」紙名の中から、「賀茂県主だより」(藤木襄治氏)が選ばれました。次号から使用したいと思います。(審査方法は三ページのシンボルマークに同じ)

## 四号発刊にあたって

副理事長 西池成晃

暑中お見舞申し上げます。

会員の皆様には盛夏の中を益々ご健勝で  
ご活躍のこととお慶び申し上げます。

同族会だより(仮称)も四号を発刊するこ  
とができました。これもひとえに会員の皆様  
のご指導とご協力のたまものと執行部の一  
員として心から厚くお礼を申し上げます。

現在の同族会の動きを概観しますと、同族  
会の次代を担う中堅、若手会員が大いに意見  
を出し活動をするようになりつつあります。  
例えば、

系図名簿チームでは会員の資格基準を自  
ら検討し、新たに女子へも(条件が満たされ  
れば)門戸を開く等、賀茂同族の総力体勢を  
構築しやすくする方向で取り決めがなされ  
ています。

また東京では関東方面に在住される会員  
諸氏がグループを結成され、諸々の同族会活  
動を活発にやっつけてゆこうという気運にある  
と伺っています。

これは賀茂同族が地域的遠隔の壁を越え  
て各地で活発に活動してゆこうとされる熱  
意のあらわれであり、真に喜ばしく感じてい

ます。

さらに最近では賀茂社神事への同族会から  
の奉仕につきましても従来以上に主体性を  
持ち整然として奉仕を行う方向にあります。

なお、これらの活動へは若手が情報機器を  
も活用し、対応し出していますことも特徴と  
言えます。何れも本紙の会務報告等をお  
読みいただければおわかりいただけること  
と思います。

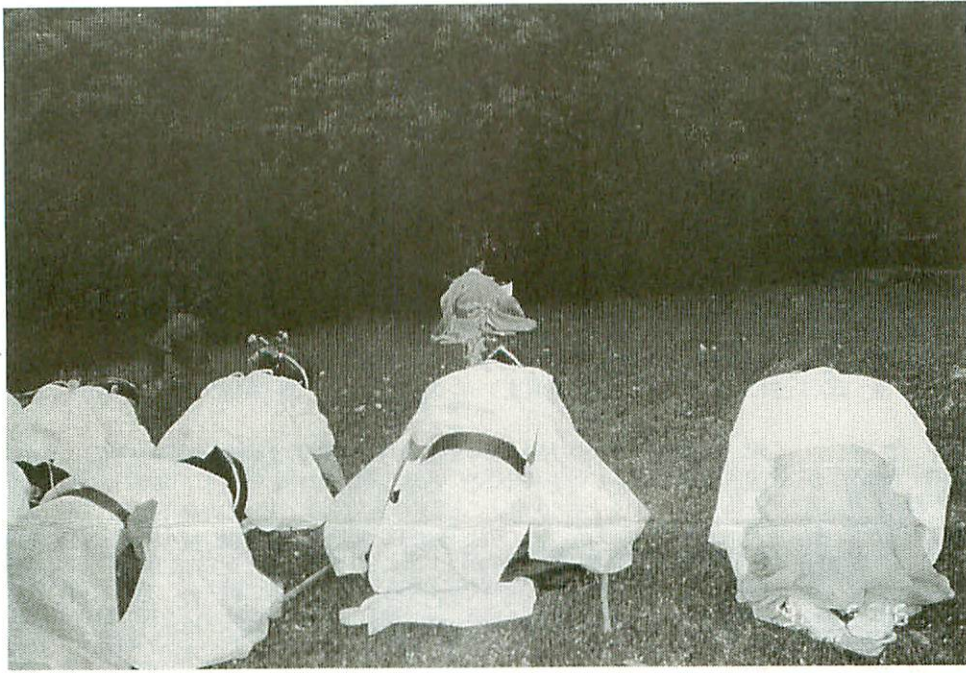
一方、これらの活動現況は過去に先祖、諸  
先輩が指向された方向に比ばましても(昭和  
十五年当時の任意団体賀茂県主同族会当時  
の活動内容)量、質ともに決して劣るもの  
はありません。

この同族会は同族全員が結束し、参加をし  
ながらより一層立派な団体に作り上げてゆ  
くほか道はないのであります。

数年後には中興の祖在實卿の千年祭が行  
なわれようとする、我国でも稀な、誇るべき  
歴史をもった同族会であります。

今後世の中がどのように変化しようと、更  
にその千年後においてもなお社会的に有意  
義な文化活動団体として存在できるよう、若  
手の多面的な能力を活用し強力な組織と意  
欲を有する同族会にしてゆこうではありま  
せんか。

全員のご参加を切に願います。次第です。  
皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申  
上げます。



葵祭社頭の儀の最後に走馬が行なわれるが、その後さらに御阿礼所の前を乗  
尻が乗馬で一頭ずつ駆け抜ける「山駈け」神事が行なわれる。これこそが古  
代のカモから伝えられる、神の御心を鎮め慰める人馬による神事である。  
写真は、その直前に行なわれる奉行の祝詞奏上と乗尻の折り。



平成十一年競馬会神事

理事長 関目季弘

平成十一年の上賀茂神社の競馬会神事は五月一日、五日に恒例により同族会会員が所役、乗尻を奉仕して盛大に斎行されました。宮中の武徳殿で催された競馬が賀茂社に移されてから連綿と続けられてきた賀茂競馬は今年で九百六年を迎えました。

例年競馬会神事の準備は神事に奉仕する所役、乗尻の人選、乗馬或は儀式の練習日程などの打合せを行う二月上旬の初会合から始まります。

昨年の競馬は六番の競馬で奉仕しましたが、今年は乗尻が仕事や学業の都合で揃わないため止むなく五番の競馬で斎行することになりました。

乗馬練習は三月中旬から四月末までの日曜、祝日と土曜日の十二日間を予定しましたが、今年は期間前半の練習を雨のため中止した日が多く、天候が回復した四月上旬以降は残り少ない日数で前半の練習不足を取戻すべく乗尻、指導者が一体となって練習に取り組みました。

二月の初会合以来、乗馬練習や儀式作法の練習、用具の整備など諸準備を進めていよいよ五月の競馬会神事本番を迎えます。

五月一日の足汰の儀は五日に行う競馬の組合せを決める儀式です。当日は爽やかな晴天に恵まれ、午後より宮司以下所役が馬場殿に着座し、馬の年齒毛附を記録し、馬の遅速と乗尻の技

量伎両を見る素駆け、素駆けの結果により競馬の組合せを決めて競馬をいたします。

五日の競馬会当日は前日に降り続いた雨も上がり、緑滴る五月晴れの中、午前八時過ぎの儀が斎行されました。

競馬会の儀は、乗尻が馬に乗って社頭に出仕、庁の屋で勅盃の儀、切壁、一の鳥居前で日形乗、月形乗、次いで階下乗尻所役は本殿に参進し神前で奉幣の儀を終えた後、頓宮前の馬場において競馬をいたします。競馬は馬場坪の両側を埋めつくした多数の観客が見守る中で、一番の倭文庄、金津庄の古実による乗儀、二番以下の二頭による競馬と古儀に則り無事に奉仕をすることができました。

今年の競馬会神事の結果は左方右方とも二勝二負一分けと勝負は分け合いとなりました。

また、今年の競馬会神事の奉仕者は次の方々でした。

平成十一年競馬会神事奉仕者

乗尻

一番左方 美作国倭文庄 市 聡顕  
右方 加賀国金津庄 西池成清  
二番左方 能登国土田庄 浦野邦洋  
右方 若狭国宮川庄 山本浩矢  
三番左方 阿波国福田庄 山本智也  
右方 近江国舟木庄 岡本氏和  
四番左方 播磨国安志庄 山本宗尚  
右方 美濃国脛長庄 岡本征晃

五番左方 淡路国淡路庄 関目季亮  
右方 三河国小野田庄 岡本征敏

神主 建内宮司  
所司代 関目季弘  
目代 中大路顕信  
陰陽代 堀内保丸  
左方念人 藤木 茂  
右方念人 西池勝太郎  
左方後見 戸田保輝  
右方後見 市 忠顕  
右方後見 西池成晃  
頓宮預 市 和顕  
左方肝煎 松田一雄  
左方肝煎 藤木宣直  
右方肝煎 藤木弘直  
右方肝煎 山本浩久  
右方肝煎 山本正信  
備奉行 北大路元顕  
備方 堀川 潤  
備方 岡本 修  
備方 岡本清仁  
備方 岡本正和  
備方 山本経光  
備方 梅辻 諱  
備方 堀川経史  
備方(解説) 藤木正直  
備方(解説) 山本紀博  
備方(記録写真) 堀内義晃  
備方(記録写真) 岡本清信

Table with 5 columns: Position (e.g., 神主, 所司代), Name, and other details. Includes roles like 目代, 陰陽代, 左方念人, etc.

在實一千年祭に向けての投稿(其三)

岡本光子(京都市北区上賀茂)

明治四十年四月二十八日

中祖在實君 九百年薦事報告書より  
五十二首の内の五首

献備之歌

对花言志

従三位子爵 山本實庸

神山にこゝろ高くもさく花の  
世にめてらるゝ身ともなりなん

殿部 北河原伯雅  
神山の千とせにちかき花を見て  
昔の春をおもひいてつゝ

矢嶋釣之助  
咲花もめつらしとてやさくならん  
千年に近き昔かたりを

井藤龍音  
世々をへてうつろふ花の色みれば  
むかしの春はかへらさりけり

市 惟顯  
咲花の色に習ひて老か身も  
むかしの春にかへれと思ふ



## 寄稿

## 沈黙の伝承

藤木 茂

庭から何時とはなしに、ジョウビタキの姿が去って、代つてイカルの声を聞く頃となると、賀茂祭の開幕、競馬会の初会合が持たれる。私の季節の暦は、いつもそのように巡ってくる。

競馬会の奉仕を始めると、さきに勤められた先輩方が頻りに思い出され、また、想い出が甦ってくる。「伝承」を行事すると遠く生命の川を逆上る思いがあって、その流れの中で賀茂縣主のタマフリを浴びる。先輩の勤められ

た姿は脳裏を離れず、その影は私を扶け、私の中に甦ってくる。そして、相勤める同族の少年や年配の誰をみても懐しく、頼もしく思える。

かつて、五月五日の催奉行を勤められた方々で、今は故人である、山本春三さん、岡本清一さん、松下三男さんが思い出される。

いつものことながら、乗尻が祿をもらって馬場殿に帰り昇殿するまでは、奉行のみが広い馬場殿にただ一人残るときがあつて、そんなとき、私はきまつて「一枚お願いします」とカメラを向けたものである。山本さんのとき、岡本さんのとき、松下さんのときも、少し居ずまいを直されて、黙って応じて下さった。何れの奉行も、笑顔でなく、さりとして、難しい顔ではない、歳の深みを感じさせる、穏やかな、いいお顔の表情であつた。そして、私の体の中にも糖分がゆつくりと拡がってゆくような気分になつた。

おもえば、賀茂氏によつて競馬会の奉仕が始まつてこの方、ながい間、見つめて来られた代々の奉行の眸を、また、眼の奥の静かな海を看せて頂いたのだと思つている。

君看双眼色 不語似無愁

昨今は北大路元顕さんが奉行を勤めておられる。昨年は、十五日の本祭

りの最後の行事である「山駈け」を一緒させて頂いた。奉行が乗尻を率いて、神山の麓で祝詞を奏されている写真が、ここ（一面・編集子注）に掲げる一枚である。奉行の坐していられる前方の辺りに、かつては、斎王さまの「かんだち」が設けられたのだと云う。

北大路さんの祝詞がよかつた。暮れなずんでゆく靄々たる疎林を縫って、私の耳には、聞えたり、遠くなつたりする。その声の響きを繋ぐ狭間で、時空を超えた次元へ浸透してゆくようであつた。祝詞の止んだあと沈黙は豊かで、私の生涯を超えて、透明に先祖につながる、大神をここで祀りはじめたその始源的現象をも蔽つて盈ちていた。

いま一枚の写真は第三十一代大炊御門斎院こと式子内親王の一幅である。これは傷みがひどかつたため表装の仕立直しを依頼して、出来上つてきた一日、床に掛け「おべべを新しくさして頂きました」と供養した時のものである。

式子内親王は平治元年（一一五九年）十月斎院に卜定された。異母兄の二条帝の即位にともなうものであつた。六、七歳である。三年後の応保元年に最初の葵祭りを主催されている。ときの神主は重忠である。以後八年余

り「み垣内」にあつて、嘉応元年七月「病に依り」斎院を退下された。十六、七歳である。

ここに掲げた懐紙のお歌は後年に回顧されて詠まれたものである。

斎院に侍りし時神たちにて

式子内親王

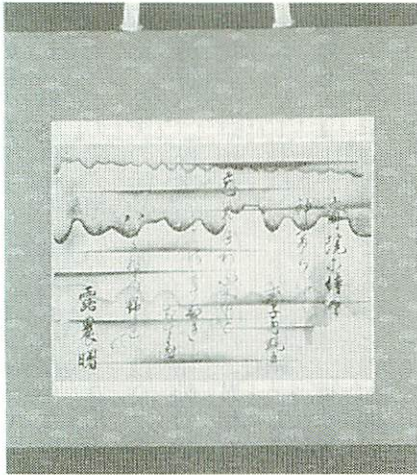
忘れめやあふひを草にひき結び

かりねの野辺のつゆのあけぼの

心身を浄め、阿礼処女として、限りなく神に近づかれ、その名譽を担われたときのことである。

幸いに私は山駈けのあの場面に於いて、神館のあつた辺りの気配と、空気の密度をイメージで体験させて頂き、心霊的知覚への存在を知ることが出来たのであります。同族会の皆様とは、またの機会には是非ご一緒させて頂きたいと希つております。

一九九九年二月十日 合掌



## 「シンボルマーク」について

応募して頂いた「4」作品の中から、6月19日理事会・評議員会出席の役員19名全員の投票方式で岡本清信氏の作品が選ばれました。丸い縁の中にヤタガラスと葵の葉が共存する図柄で、さらに専門家の補足を得て使用してゆきたく思います。



### 同族会東京の集いについて

堀内保丸

昨秋、祖先祭の当日、北大路元顯氏より「東京近在の会員方も少なくないので、この際、何かのまとまった形を整え、今後の活動に資されては？」なる趣旨のご提案があり、私に始動の話が向くに至りました。各位のご異存もこれなく、私はソフトなご依頼として留意致しました。やがて年末、北大路氏より「その後の様子？」とのお問い合わせと共に助言を得ました。これを機に、かねて西池成晃氏から承っていた方々を併せ、西池伸弥氏と手分けし

て発起人依頼に及びました。プロセスの子細は略し、結果として左記各位のご了承を得ました。

岡本清孝 中大路保利 西池氏智  
西池伸弥 西池成俊 藤木芳清

堀内保丸（敬称略、五十音順）

一月三十日、偶々上京の西池成晃氏をオプザーバーとしてご出席頂き、都合八名がグラインドヒル市ヶ谷にて初顔合わせを致しました。

当日はさながら旧知のごとく、和気藹々、かつ積極的雰囲気終始し、当分は隔月に会して事を計ることとし、まず第二回会合を四月三日と決めました。以上簡略ながら経緯まで。

（三月十四日受理）

### 葵歌壇

冷泉家玉緒会所属

上賀茂 北大路和子

奈良の小川

大茅の輪青く匂ひて清すがし

夏越祓への夕闇の中

みそぎする袂に涼し産土の

奈良の小川を過ぐる夕風

《受賞の歌》 秋 月

村雨の露もまだ干ぬ秋の野に

影おきまどふ十六夜の月

北大路和子さんは平成十年九月「平成の歌会」にて京都府知事賞を受賞されました。

### 同族会の関東地区支部

発足を目指して

横浜市 西池伸弥

私の曾々祖父である季益が、墳墓の地である京都を離れたのは、一体、いつ頃のことでしたでしょうか。その父親祐季が、幕末当時の宮中において、幕府との伝奏役を勤めていたことから推測すると、明治維新後の遷都によって「都落ち」したのではないかと思われまます。爾来、約一世紀以上が過ぎて、私共の親族内でも、先祖達が京の地で何処に住み、どのような生活を送

っていたのかも分からず、また、祖先祭祀の仕方も満足に出来ない状況になって来ております。

このたび、思いがけずも同族会役員の堀内保丸氏（東京在住）から関東方面の拠点づくりを協力して欲しい旨の依頼を受けました。日頃から、同族会の役員を始めとする関西地区の方々の、同族会各種行事における活躍振りに敬意を払っておりましたが、遠く離れている身として、いささかでも協力できればと思い、非力をも省みず受諾いたしました。

早速、堀内氏と分担して、東京近郊在住で、当面、協力して頂けそうな同族の方に声をお掛けした処、全員の方から快諾を頂きました。そこで、去る一月三十日に東京市ヶ谷で初めての会合を開くことになりました。当日は、たまたま東京に向いてこられた同族会副理事長の西池成晃氏にも同席して頂き、堀内氏の司会で各自の近況や同族会に寄せる思いなどを紹介しあうと共に、支部発足に向けての段取り等について話し合いました。自らのルーツを詳らかにし、祖先を顕彰していかねければという思いは共通のものでした。

これからも、同族会関東支部の発足に向けて何回かの会合を重ねる予定ですが、年内の早い時期に関東近郊在

住の同族会会員の方々に総会開催のご案内をすることが出来るものと思えます。早くも、バスを連ねて同族会主催の行事に参加しようという声も挙がっておりますが、是非、大勢の方にご参加頂き、会員相互の親睦はもとより、ご先祖について共に学ぶ場などが出来れば素晴らしいことだと期待しております。（三月十四日受理）

### 会務報告

常務理事 北大路元顯

◎第十四回理事会（出席十二欠席二）

平成十年十二月二十日開催

(一) 会員資格に関する件

平成九年十一月会員名簿作成チーム（のちに系図チームと合体し、名簿系図チームとなる）結成以来数回の会合を経て、平成十年十二月六日付で賀茂県主同族会会員資格基準が理事長へ答申され、本理事会に於いて承認された。（↓参考①）

(二) 交通費補助に関する件

役員（理事監事評議員）、会員及び名簿系図チームなど各チームのメンバーが当法人の指示により会議に出席した場合の交通費補助について提案されたが大凡了解を得るも更に検討することとなり、結論は次回以降役員会に持ち越したとなった。

(三) 忌服に関する件

旧社家が神社に出仕していた時代に取決められた「服札令」（忌服規定）に従い各個人の判断で対応してきたが、同族会年間主要事業の一つである神事奉仕、特に競馬会神事については、近年の乗尻不足か



ら服喪期間の短縮について審議するも現在  
の神社の忌服規定を参考にして検討し  
てはどうかとの意見が出され、同族会とし  
ては基本的には服札令に従うも神事につ  
いては神社側の意見も聞き再検討するこ  
とになった。(忌服規定の取扱規程は別  
掲)

◎第十五回理事会(出席十二欠席一)

平成十一年三月十四日開催

(一)平成十一年度事業計画及同予算の件

事業計画について概ね昨年度の活動より  
より活発化すること、それに伴う予算につ  
いて特に競馬会神事に乗尻として奉仕す  
る人達に対する交通費補助(第二号議案参  
照)については予算案神事(ハ)祭祀奉仕  
者助成費から分離し交通費として処理す  
ること、此の他予備費及別途積立金の予算  
を増額し、諸活動の資金とする等について  
審議し全員の賛成を得た。

(二)乗尻交通費の補助の件

本件は第十四回理事会に於いて役員及  
会員等が当法人の指示により会務の為  
に会議その他に出張する場合の交通費補助  
に関する規程として提案され、その後の第  
十三回評議員会に於いて乗尻と役員の交  
通費(役員の場合は会務の為に要する交通  
費)について補助してはどうかとの意見を  
受け今回再審議になったものであるが、今  
回は乗尻のみに限定して補助するものと  
して再提案され、原案通り全員の賛成を得  
た。(↓参考②)

(三)同族会忌服に関する件

同族会員が神事奉仕及神域内で行われ  
る同族会の諸行事への参加の場合の忌服

期間の取扱いについて第十四回理事会に  
於いて提案され「服札令」だけで判断せず、  
現在の神社の忌服に関する規程も勘案す  
る必要があることから再提案された  
もので、今回は神社本庁通達の「神職服忌  
心得に関する件」及「神職除服出仕に関す  
る件」を援用し別掲の通り同族会忌服規程  
を作成した。(↓参考③)

四その他報告事項

・久我神社春季例祭への参列要請

今回は役員を含め七名が参拝した。

・平成十年度助成金応募状況について

三月六日現在募集者一六六名、

応募金額一、五七六千円

・神社側召集の競馬会神事に関する初会

合(二月七日)時の奥馬場(乗馬練習場)

の安全対策について、同族会としては乗馬

練習時を含め祭儀当日の落馬時の危険性

を考え、現在敷設されている枕木の内側に

柵の設置をお願いした旨申出。神社として

は当初奥馬場を含めその付近の環境整備

の観点から石垣の敷設を考えたが競馬の

際の危険度を考え枕木の敷設をしたもの

であるとの回答があるも、乗尻が安心して

練習が出来るとしての柵の敷設を要

望することとして(又それが叶わない場合

の対策として工事現場で見かけるカラー

コーン(三角形で移動可能のもの)につい

ても申し入れを行うことにした)、三月二

十二日神社側に申し入れを行い、了解を得

たので、評議員西池氏の「厚意斡旋を得て

三月二十八日に柵の敷設を完了した。尚材

料については数年間耐えられることから

神社に現物寄贈する予定である。

◎第十二回評議員会(出席十八欠席四)

平成十年十二月二十日開催

第一号議案 会員資格について

第二号議案 交通費の補助について

第三号議案 忌服について

◎第十三回評議員会(出席二十一欠席二)

平成十一年二月二十一日開催

(一)平成十一年度一般会計予算の件

事業計画に基づき予算案を審議す

(二)乗尻交通費補助に関する件

本年度も予算の範囲内で補助する事が

議決されたが、役員は交通費については未

だ支給し得る財政状態でないところから

今後の検討課題とした。

(三)同族会忌服の取扱いの件

第十五回理事会第三号議案参照

四その他報告事項

・平成十一年度事業計画及び同予算書

三月二十五日付京都府教育委員会宛提

出。

・久我神社春季例祭(四月一日)六名参列

・曲水の宴(四月四日)羽觴所役(童子)

奉仕者

西池 氏暉 西池勝太郎氏の孫

西池 拓人 西池 憲二氏の孫

中大路忠幸 中大路義昭氏の次男

山本 幸大 山本 浩久氏の長男

【参考①】

○賀茂県主同族会会員資格基準

平成101220第十二回評議員会

平成101220第十五回理事会

第一号 男系、女系を問わず賀茂氏の血統

を有し、かつ賀茂姓(注一)を継ぐ者で世

帯を持った者(同居別居不問)又は満二十  
歳に達した者。

第二号 賀茂氏の血統なくも旧社家の家

名を継いだその家の代表者、なおその代表

者の相続人で世帯を持った者(同居別居不

問)又は満二十歳に達した者。

第三号 前記第一号及び第二号に該当す

る者及びその子で他家(注二)に入り入会

を希望した者。但しこの場合は本人一代限

りとする。

(注一)賀茂姓とは明治二年八月二十二日

結番御籍に苗字の記載ある家名

五十一家を云う。

(注二)他家とは賀茂氏以外を云う。

〔経過措置〕資格基準第一号、第二号及び

第三号に該当しない現会員は本人一代限

りの会員とする。

○賀茂県主同族会会員資格基準運用規定

(名簿系)チーム答申―評議員会・理事会

では未議決)

一、賀茂県主同族会会員資格基準(以下資

格基準と云う)の第一号に該当しあらたに

会員資格を得ようとする者とは

(一)今迄戸主のみに限定していたが、今回

員の兄弟姉妹、子、孫で賀茂姓を継ぎ、世

帯を持ち、かつ二十歳以上の者を含む事と

した。

(二)賀茂氏の血統のない男子が賀茂氏の女

子と結婚して賀茂氏の家名を継いだ者(養

子)及びその相続人

二、資格基準第二号に該当しあらたに会員

資格を得ようとする者とは

(一)賀茂氏の家名を継いだ者(入婿入嫁)及

びその相続人



三、資格基準第三号に該当し一代限り会員として会員資格を得ようとする者とは  
 (一) 会員の子、孫が他家に入り(養子、嫁人)賀茂氏以外の姓に変わった者

(二) 現在会員であるが資格基準第一号及び第二号に該当しない者(賀茂姓でない者)  
 四、一代限りの会員で元の賀茂姓に戻った者、及び一代限りの会員の子又は孫で賀茂姓を継いだ者は第一号会員となる

五、新会員の承認に際しては、理事会評議員会合同会議の議決による  
 六、第一号、第三号に該当しあらたに会員資格を得ようとする時は、本人若しくは親族が所定の様式(別紙)により理事長に申し出るものとする

七、前記五の合同会議は理事長が随時招集し、決定の内容は直ちに本人に通知するものとする

【参考②】

○賀茂県主同族会乗尻交通費補助規程

平成110314第十五回理事会

にて議決

平成110221第十三回評議員会  
 乗尻が競馬会神事(乗馬練習、習礼を含む)に奉仕する為に交通機関を利用した場合、これに要した交通費の補助について定める。

一、交通費は交通費請求書(様式一)を提出し請求するものとする。

二、交通費は原則として事後払とする。事情により前金払をする事が出来る。

三、交通費の算出は、出発地目的地間を結

「賀茂大神様が常に見て下さっていることをききに銘じつつ」頑張ろう

ぶ最安値運賃経路で計算するものとする。  
 四、交通費の対象は交通機関の運賃及び料金とする。

五、交通費の補助率は予算の範囲内で別途定める。  
 (付記)この規程は平成十一年三月一日より適用する。

【参考③】

○賀茂県主同族会忌服規程

平成110314第十二回評議員会

にて議決

平成110321第十五回理事会  
 同族会会員の忌服については旧賀茂社(旧社家)に伝来する服札令に定める忌服の取決めに従って来た。

一方現在の上賀茂神社では忌服に関しては神社本庁通達の「神職服忌心得に関する件(注二)」、「神職除服出仕に関する件」を適用している。

これらの現状をふまえ、同族会が奉仕する神事(注二)並びに神域内で行なわれる同族会の諸行事(注三)に参加する場合の取扱いは次の通りとする。尚評議員会で可決された内容について一部文言を追加した。

一、服札令の忌の期間が終わった後、除服(注四)の祓を受ける事

二、忌の期間が終わっても本人の住居内に遺骨が安置されている場合は納骨が終わった後除服の祓を受ける事

三、本人の住居意外に遺骨が安置されている場合は前記一による事

四、神事奉仕及び諸行事に対しては家族等の関係同族は前記一〜三に準じて差支えなし

(注二) 神職服忌心得に関する件(抜粋)  
 一、忌の期間は次の四種に分ち所定の期間これに服する。

イ、父母 夫 妻 子 十日  
 但し七歳未満の子

ロ、祖父母 孫 兄弟姉妹 五日  
 ハ、曾祖父母 曾孫 甥 伯叔父母 五日  
 ニ、高祖父母 玄孫 兄弟姉妹の孫 一日

従兄弟姉妹 従曾祖父母 一日

(注三) 競馬会神事、葵祭、曲水の宴  
 (注四) 系図展観、祖先祭

(注四) 除服：忌明けの清祓  
 神域の範囲：一の鳥居、玉垣、白壁以北及び境内社務所前道路以東(但し東月極駐車場を除く)の神社境内

別表 旧賀茂社服札令の假(忌) 服期間

種別	假(忌)日	服日	種別	假(忌)日	服日
内親			外親		
高祖父母	10	30	外祖父母	30	90
曾祖父母	20	90	母	50	13ヶ月
祖父母	30	150	舅 姨	10	30
父母	50	13ヶ月	養父母	50	13ヶ月
伯父 叔父	20	90	夫	50	13ヶ月
兄弟姉妹	20	90	妻	20	90
従父 兄弟姉	3	7	舅 姑	20	90
甥 姪	3	7	継父母	10	30
嫡子	20	90	嫡母	10	30
庶子 女子	10	30	異父 兄弟姉	10	30
嫡孫	10	30	養子	10	30
孫	3	7			

編集後記

「葛城山巡り有志の会」より恒例の日帰りツアーについては、前号予告どおり8月15日に実施します。行先は室津賀茂神社です。締切が8月10日と迫っておりますので、参加御希望の方は電話またはFaxでご連絡下さい。  
 北大路元顕 075-791-6679  
 西池 成晃 078-592-4634  
 (どちらもPhone&Fax両用です)

○賀茂社での六月末のみそぎの神事も終わり、盛夏へのうつろいも感じます。なにか本号の発行が遅れてしまいに申し訳ありません。

○昨今、当財団法人賀茂県主同族会も若年の会員が中心となって各種の有意義な活動を進めています。昭和十五年当時に、任意団体として賀茂県主同族会を結成した大先輩達がいろいろな活動を進めようとしていた記録があります。これを今回別紙にご紹介しようと思います。活動への考え方の歴史等を知り、今後の我々の活動への指針になるものと考えます。

○いよいよ紙名も決まりました。五号から「賀茂県主だより」でお届けします。

○会員の方々のご寄稿をより多く載せたいと思います。同族の方々の思いを交流させ、より一層温かい会紙にしてゆきたく思います。ふるってご寄稿下さい。(神鴨子)